

平成28年度事業計画書

昨年度から進めている本協会の組織改革の一環として、本年度から会費及び鶏卵生産者経営安定対策事業の手数料の見直し等を行ったことから、鶏卵生産者が大同団結した協会となるように会員の加入促進及び本協会の効率的な運営を図ることが重要となる。

また、第Ⅱ期鶏卵生産者経営安定対策事業（平成26年度～28年度）及び第6期の家畜防疫互助基金支援事業（平成27年度～29年度）等のより効率的な事業の推進を図るとともに、外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業（平成27年度補正予算）等を実施する。

この2年間程は、比較的高卵価で推移する一方で、円安の影響等により飼料原材料が高止まっていることから鶏卵生産者の経営は依然として逼迫した状況にある。また、近隣諸国においては引き続き高病原性鳥インフルエンザの発生が報告され緊迫した状況が続いている。さらに昨年10月にはTPP（環太平洋経済連携協定）が大筋合意に至ったことから、我が国鶏卵産業としては、生産資材の内外格差及び各種規制等に対し、今後の国産鶏卵産業の安定的な維持・発展を期すための確に対応することが極めて重要となっている。

以上等を踏まえて平成28年度事業計画について以下の通り策定する。

I 公益目的支出計画に係る実施事業

1. 鶏卵需給動向等の情報提供事業

鶏卵は僅かの生産・供給の変動により需給の不均衡が生じやすく、価格変動にも極めて敏感な畜産物である。このため地域の消費者等への直接的な情報提供の窓口となる各県養鶏協会における鶏卵需給動向等の情報提供体制を強化するため引き続き地域協議会における推進会議、研究大会等の開催の支援を行うとともに、当協会のホームページ掲載、FAX等により消費者及び生産者に対し、「日鶏協ニュース」などの関係情報を提供し、鶏卵の需給及び価格の安定に資することにより国民の生活向上に寄与する。

2. 国産鶏卵に関する普及啓発事業

高病原性鳥インフルエンザ、サルモネラ食中毒等の問題は、国民の食品への安全・安

心への関心の高い社会環境下においては極めて重要である。国産鶏卵の安全確保等のためには、生産から消費段階における適切なリスク管理の実施による鶏卵の品質の向上に努めるとともに消費者に対する鶏卵に関する正確な知識の普及・啓発を実施することが重要である。

このため、鶏卵生産者の飼養衛生管理及び生食を前提とする産卵日起点の賞味期限を始めとする鶏卵の品質管理の周知徹底及び一般消費者を対象とする普及・啓発イベントの開催、地域イベントへの協賛（予算額の増額：27年度4,000千円→28年度20,000千円）、鶏卵に関する資料の配布等により我が国独自の鶏卵生食に対応した高品質で安全・安心な鶏卵の供給に努めるとともに鶏卵の消費を推進し、国産鶏卵の安全性、高病原性鳥インフルエンザ問題、賞味期限、卵中コレステロールなどについての正確な知識の普及・啓発を行うことにより国民生活の安定・向上に寄与する。

II その他の補助事業

1. 家畜防疫互助基金支援事業（農畜産業振興機構補助事業）

家畜伝染病予防法に基づく防疫指針に規定され海外悪性伝染病である高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生及びこれに伴う鶏卵需給の混乱を回避するため、生産者の速やかな経営再建を支援する鳥インフルエンザに係る生産者の互助基金の第6期事業（平成27～29年度）の円滑な事業実施に努めることとする。

2. 鶏卵生産者経営安定対策事業（農林水産省補助事業）

鶏卵産業の実態に即して大幅な事業の仕組みの見直しがなされた第II期の鶏卵生産者経営安定対策事業の効率的な執行に努めることとする。

本年度の事業規模は、鶏卵価格差補填事業については、加入生産者約940人、契約数量約200万トン、成鶏更新・空舎延長事業については、成鶏処理羽数1,100万羽（最大）を見込んでいる（平成28年度の事業概要は別紙を参照）。

なお、当該事業については、平成29年度から始まる次期事業に向けて、TPP（環太平洋経済連携協定）大筋合意を踏まえ、鶏卵生産者の経営安定と鶏卵の需給安定を確実なものとする仕組みとするために関係方面への働きかけを強力に推進することとする。

3. 外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業（農林水産省補助事業）

昨年のTPP交渉の大筋合意を踏まえ、国産農林水産物の競争力を強化し攻めの農林水産物を推進することが必要となっている中、近年、安全・安心な国産畜産物を原材料とすることにより、商品の高付加価値化・差別化を図ろうとするレストランや小売店、食品製造業者等が増加している。

このため、国産鶏卵を取り扱う外食・中食・加工業者等を対象に、国産鶏卵を活用した新商品の開発、製造等を可能とする製造加工技術の開発等の取組を支援する。

4. 飼料米の生産・利用推進事業

飼料米の生産・利用拡大に関する国の方針に対応し、粳米利用可能である養鶏の特殊性を生かして積極的に飼料米の生産・利用の拡大を推進するため、農産物検査法に基づき農産物検査員による飼料米検査の推進・支援等を行う（本会は検査登録機関として登録）。

5. 鳥インフルエンザ経営再建保険事業

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、生産が休止または阻害されたために鶏卵生産者に生じる喪失利益・経常費用等の損失を補償する保険制度を民間の損害補償会社の協力を得て運営することにより、協会会員鶏卵生産者の円滑な経営再建が行えるよう支援を行う。

なお、本事業は平成17年2月に開始され昨年度まで一般社団法人日本鶏卵生産者協会で開催していたが、その解散に伴い本協会が移管を受け事業実施することとしたものである。

Ⅲ その他の課題

1. 会員の増加及び地方組織強化の促進

長期に及ぶ飼料原材料価格の高止まり等により、鶏卵生産者の経営は極めて厳しいものとなっている。

このため、急速に鶏卵生産者が減少（昭和30年450万戸→平成26年2.6千戸）してきたことから、各地方組織の組織力が極めて脆弱な実態となっている。

今後、鶏卵生産者団体としては会員の増加を図りつつ、鶏卵生産者経営安定対策事業

の充実・強化及び制度化をはじめとする養鶏施策についての各種農政活動を積極的に推進していくことが必要であり、関係団体とも密接に連携し、中央からの事業の一部委託等を通じての財政的支援を図り、会員の増加及び地方組織の基盤強化を積極的に進めることとする。

2. 国際競争力の強化

鶏卵に係る各種の生産資材の内外価格差及び各種規制が存在する中でのTPP（環太平洋経済連携協定）参加は、我が国養鶏産業に重大な打撃を与えることが懸念される。

特に、生物学的製剤及び種鶏の内外価格差、鶏舎への建築基準法の適用、飼料用麦利用の困難性等諸課題への対応を進めることは、我が国鶏卵産業の基盤を維持し、95%の国内自給率を堅持するために重要な課題である。

このため生産者団体としては、政治、行政、マスコミ等のあらゆるルートを通じて鶏卵産業の実情の理解と支援の拡大に努めることとする。

3. 鳥インフルエンザ対策

鳥インフルエンザに関しては、全世界、特に近隣諸国での発生が続いていることから当協会としても飼養衛生管理基準の遵守、野鳥・ネズミ等の野生動物対策、異常家さんの早期通報等防疫対策の徹底を推進していく必要がある。

また、鳥インフルエンザ発生時には、家畜伝染病予防法に基づく手当金、家畜防疫互助基金制度等各種のセーフティネットが準備されているが、経営再建までの道のりの中で不十分なものがあると考えられるので、これについて明確な対応を検討し、それが講じられるよう各般の要望をしていくこととする。

4. 鶏卵公正取引協議会への支援

鶏卵公正取引協議会は、平成16年に公正取引委員会の勧告を受け、平成21年6月に設立したものであり、設立以来、本協会に事務局が置かれているものである。本協議会は鶏卵公正競争規約に基づいて運営され、公正マークの普及に努めてきている。

また、平成27年4月1日から食品表示法が施行され、鶏卵関係では、平成28年9月30日までにナトリウムについて食塩相当量の記載等栄養成分の表示についての修正が必要となっていることや、平成28年4月1日から景品表示法の改正により課徴金制

度が導入されることなどに対応するため、同協議会の果たす役割はこれまで以上に極めて重要となっており、機能及び体制の見直し等について積極的な支援を果たしていくこととする。

5. アニマルウェルフェア問題

EUにおいては、2012年から我が国で広く使用されている従来型ケージについては法的にも全面禁止となり、ケージ内に鶏の砂場や止まり木のあるエンリッチケージや、平飼い飼育に変更された。米国においては、同様に2029年までに従来型ケージを禁止にするとして米国鶏卵生産者団体（UEP）とアニマルウェルフェア団体が合意したが、連邦法化するには至っていない。欧米のこのような動きは、少なからず我が国の鶏卵産業にも影響を与え、一部のアニマルウェルフェア団体には同様の動きが見られつつあることから、情報の収集に努めることとする。特に低温・低湿度な欧米とは気候風土が大きく異なり、新たな鶏病問題にも大きな影響を与えることとなるため我が国における鶏卵産業に実害を及ぼさないように取組むこととする。

6. 鶏卵輸出準備分科会への支援

国産畜産物について国内流通に留まらず、積極的に海外進出を図るべきとする気運が急速に高まってきたことから、平成26年度に日本畜産物輸出促進協議会が設立された。

鶏卵においても、本会を事務局として鶏卵輸出準備分科会を27年1月に設立し、27年度においては、輸出先国調査のために香港、台湾に調査チームを派遣した。また香港向けについては鶏卵統一ロゴマーク表示品の試行的輸出を行い、「日本のたまご」の存在感の訴求を行った。本年度においては、昨年10月に輸出解禁となった台湾と輸出拡大傾向にある香港の2大市場に対して、「日本のたまご」の良さを訴えるロゴマーク表示を拡大するとともに、現地での販促活動や現地メディア等を通じての販売促進活動等を積極的に行っていくこととする。

7. 業界要望の集約と積極的な要請

長期に亘る低卵価及び鶏卵生産者の減少に対応するためには、自らの努力に合せて鶏卵生産の特性を考慮した政策・施策の実現を図ることが重要である。

生産者団体として、国・行政に対して積極的・統一的に鶏卵産業の実情を訴えたと

もに、現在実施中の事業の充実のみならず、特にT P Pが大筋合意に至ったことから、国内自給率95%の我が国鶏卵産業の安定を期するため、引続き今後の新たな展開方向に対応するための取組みを行う。

このため、本年度については、これまで以上に、業界関係団体とも連携し、積極的に業界内の要望を集約し、要望していくこととする。